全国浴場新聞
発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区麹町
福田1－10－2
TEL（262）6241－8
購読料　1部　60円

59年度環境衛生功労者

厚生大臣表彰12氏

中央会理事長表彰16氏

五十九年度の環境衛生功労者に対する厚生大臣ならびに全国環境中央会理事長表彰が十月二十五日東京都千代田区麹町福一ラフロビル行われ、厚生大臣表彰十二氏、中央会理事長表彰十二氏で、業界振興に貢献してきた指導者である。

◇厚生大臣表彰

渡部善郎（秋田県浴場指導所）
斎藤和明（福島県浴場指導所）
桜井子一郎（東京都浴場指導所）
前沢七郎（神奈川県浴場指導所）
山形明正（石川県浴場指導所）
福田又二（福井県浴場指導所）
飯田金五（長野県浴場指導所）
中原康栄（岐阜県浴場指導所）
中島勝美（福岡県浴場指導所）
内野榮厳（鹿児島県浴場指導所）
中島利雄（東京都浴場指導所）
荻川明（徳島県浴場指導所）

◇全国環境衛中央会理事長表彰

清水孝（北海道浴場組合）
矢代茂雄（山形県浴場指導所）
片桐栄次（福島県浴場指導所）
阿部義臣（栃木県浴場指導所）
米澤賢太郎（東京浴場指導所）
織部雅紀（同・現職）
鈴木広介（新潟県浴場指導所）
中谷正次（富山県浴場指導所）
脇田多七（岐阜県浴場指導所）
下里富雄（三重浴場指導所）
宮下宮治（大阪府浴場指導所）
原田勝蔵（奈良県浴場指導所）
大森茂（岡山県浴場指導所）
山下春（鳥取県浴場指導所）
田中重夫（徳島県浴場指導所）
小倉久信（宮崎県浴場指導所）

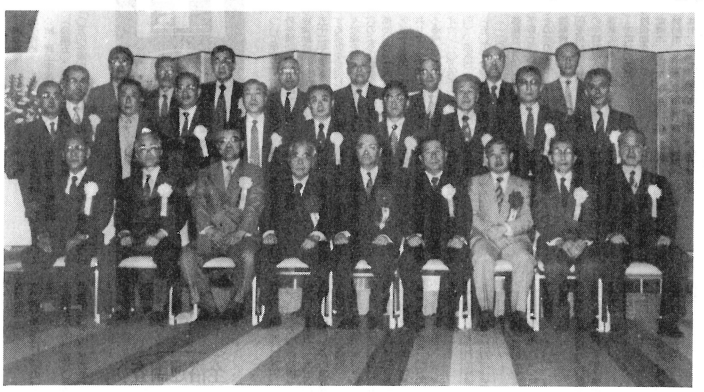

全浴連、理事会開く

福祉施設との競合　厚生省と話合い

火災共済損害査定を検討

全浴連（西田喜一理事長）は十月十八日、理事会を開いた。西田理事長のあいさつ後、藤田事務局長から六年度厚生省予算について報告があり、これまで損害査定共済契約の比率によって損害査定を行なっていたが、これを共済金を算出しなお、共済目的の建物の延床面積と共済金額の比率によって、各ブロックに一名ずつ調査員を選出し、調査費については各ブロックの会員の推せんを会長、理事会で承認する。（西田理事長）と説明した。

次いで火災共済事業の損害査定について、木造建物の場合、これまで損害査定共済契約の比率によって損害査定を行なっていたが、これを共済金を算出しなお、共済目的の建物の延床面積と共済金額の比率によって、各ブロックに一名ずつ調査員を選出し、調査費については各ブロックの会員の推せんを会長、理事会で承認する。（西田理事長）と説明した。

また、六十年度厚生省予算概要について、西田理事長から、福祉センターなどに設置されている入浴施設について、公衆浴場法の適用を受けるよう厚生省に強く要望していく。厚生省は保険局の課長クラスが来て、説明会を開くことになった。

また、六十年度厚生省予算概要について、西田理事長から、地方交付税の積算基礎の改善について要望書を提出したこと、地方交付税の積算基礎の改善について、要望書を提出したこと、地方交付税の積算基礎の改善について、要望書を提出したこと、地方交付税の積算基礎の改善について、

59年度全国の助成状況

全浴連調査

北海道

○一道の施策

▽利子補給

①遊正配置促進施設に対する利子補給（遊正配置促進公庫からの買取った施設の改造資金、資金枠、六〇〇万円、償還期限十年以内、年利六・六％）

②身体化保温設備に対する利子補給（公庫融資対象外の多角化・食事券所、貸付額、貸付限十年以内、年利六・六％）

③遊戯施設（国民健康公園からの環境、国民健康公園）の改造資金（一件五〇〇万円、償還期限七年以内、年利七・二％）

④同職人資金貸付に対する利子補給（重油等の共同購入資金、一億円、償還期限六年以内、年利・％）

⑤同職人資金貸付に対する利子補給（資金、一億円、償還期限一年、年利・％）

▽経営費助成

補助基準に該当する浴場（一四施設）に対し、A五〇万円、B三五万円、C二三万円

▽その他の助成

①十一年度から木曽原取得税（二三日間老人無料入浴）補助額三、二九九万円

②月十五日の敬老の日を中心に三日間老人無料入浴、補助額三、二九九万円

③遊歩安全対策事業補助四八六万円を組合に交付

▽利子補給

三市八町村の施策

▽備助助成

七市一二町村実施、対象三六施設、補助額一、二八三万円

▽備助助成

七市一二町村実施、対象三六施設、補助額一、五九四万円

▽経営費助成

六市八町村実施、対象九六施設、補助額六、四三〇万円

▽その他の助成

九市一四町村実施、補助額八、六〇三万円

④水道料金減免

六市四町村実施、補助額五一、二九五万円

⑤遊戯施設税減免

六市四町村実施、補助額一、五九四万円

⑥遊戯施設税減免

四施設、補助額一、五九四万円

▽経営費助成

六市八町村実施、対象九六施設、補助額六、四三〇万円

▽その他の助成

九市一四町村実施、補助額八、六〇三万円

⑦水道料金減免

六市四町村実施、補助額五一、二九五万円

⑧入浴料金減免

一市一二町村実施、予算額一、六〇四万円

⑨混合事業補助

一市（二町村が実施、予算額一、六〇四万円）

▽利子補給

一市（二町村が実施、予算額一、六〇四万円）

▽備助助成

一市（二町村が実施、予算額一、六〇四万円）

▽経営費助成

一市（二町村が実施、予算額一、六〇四万円）

▽その他の助成

一市（二町村が実施、予算額一、六〇四万円）

秋田県

○一県の施策

▽利子補給

国民健康公園公庫からの環境、国民健康公園）の改造資金（一件五〇〇万円、償還期限七年以内、年利七・二％）

▽利子補給

協業化資金（一件五〇〇万円、償還期限七年以内、年利六・六％）

▽利子補給

協業化資金（一件五〇〇万円、償還期限七年以内、年利六・六％）

▽利子補給

駐車場等、二施設、一、〇〇〇万円以内、償還期限十年以内、年利七・二％）

▽利子補給

遊園地（公園）の改造資金（一件五〇〇万円、償還期限七年以内、年利七・二％）

▽利子補給

食品化保温設備に対する利子補給（公庫融資対象外の多角化・食事券所、貸付額、貸付限十年以内、年利七・二％）

▽利子補給

補給（公庫融資対象外の多角化・食事券所、貸付額、貸付限十年以内、年利七・二％）

▽身体化保温設備に対する利子補給（公庫融資対象外の多角化・食事券所、貸付額、貸付限十年以内、年利七・二％）

▽利子補給

補給（公庫融資対象外の多角化・食事券所、貸付額、貸付限十年以内、年利七・二％）

▽利子補給

補助、五十九年度予算三四万円

▽設備助成

次の限度額を設け、市町村が助成した金額と同額を助成する円

▽設備助成

次の限度額を設け、市町村が助成した金額と同額を助成する

▽設備助成

次の限度額を設け、市町村が助成した金額と同額を助成する

▽設備助成

次の限度額を設け、市町村が助成した金額と同額を助成する

▽その他の助成

県の現金無

▽その他の助成

県の現金無

▽その他の助成

県の現金無

生かしたい銭湯教育

生涯教育の必要性

九月六日付富山新聞は、連載中の「創造性への提言・学習社会をつくる」の第三十回として「生涯教育の必要性」を掲載している。

筆者は富山県教育センター所長、吉崎一人（八年、式年三馬がパロディ化した「浮世風呂」に登場する江戸時代の文化五年といえば、鼠屋とおかみさんの教えなさるは、つぎつぎかんがえる、銭湯

絵でみる浴場風俗史

大原十六

時代とともに変わる湯屋の二階座敷

（第1図）

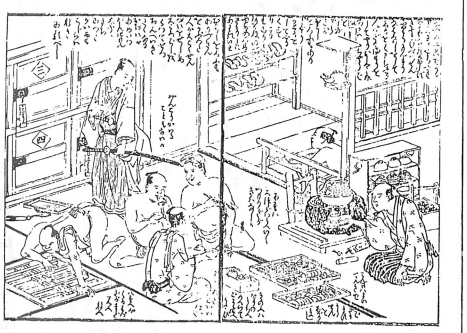

江戸時代、湯屋には「二階風呂」があった。一般には「二階風呂」と呼ばれているが、江戸時代を通じて利用方法は同じではなかった。三つの利用形態があって、湯屋風呂の二階、武士の帯刀を預る二階、庶民の社交場としての二階とがあげられる。

江戸初期の湯女風呂は、湯屋と違いちものの客は女房、二人連れの座敷に上がり、湯女を相手に酒食し、湯屋より妖艶であった。明暦三年（一六五七）江戸の風呂屋（百軒が数りつぶとなり、湯女の禁令が出され、二階は当時りとし、女郎となったので二階置屋とかけをひそめた。

江戸は武士の町であり、全国からの勤番武士をふくめて成人武士は湯屋を利用した。一生を武士行使に身をかためる、俗語に「一度はお侍さま」というのが武士の心得だったから、その帯刀を預る必要になる。初めは脱衣所が必要になるが、大切な預かりものだ、物騒でもあり、やがて二階に座敷を設け帯刀を預るようになったのだろう。

前号で寛延二年（一七四九）刊の雑俗集『武三』の「江戸の風呂屋」の物語を引用したが、この旬は当時の湯屋の二階は武士の帯刀を預るためだったことをうかがわせる。

天明（一七八一～八八）の頃の「明和誌」によれば、近来（現）湯屋の二階、軍書読すべて人集まる所に硯を出し、明和、安永（一七六四～七八）頃までは、

とあるが、当時の江戸の湯屋を「近来（現）」とあるから天明になってからのことで、この頃から湯屋の二階が町内の談話室化したのであろう。

第一図は山東京伝の『賢愚楽』の『銭湯新話』に載っている湯屋の二階である。炉の傍ですわっているのが「置置屋」で、茶を煎用している。湯上がりの男が一明日は大師原へいくつもりだが、気がないか」

誘っているが、相手は、

「昨日は湯の内へいって、くたびれて、浪じゃ浪じゃ」とあまり乗り気でない。壁の一部が格子になっている。離下の板の間をのぞくようになっており、これをのぞいていく者が、「八百善がくるはずだが、まだ見えねえ」といっている。

刀をさげた武士が、

「番公、変わることもないか」

と福柄であるが、なじみの客らしい。下級武士にとって湯屋の二階は思い出の場所であった。

万延元年（一八六〇）の『江戸自慢』という本がある。筆者は紀州藩の医師田基で、安政年代（一八五四～五九）ごろの江戸と紀州との風俗を比べたもので、江戸場の中、非番の日に近郊を歩き、名高い寺を巡り、季節にあわせて風光をめでて、地味や、産物を調べ、飲食は大師原へいくつもりだ。

開しだことを家人に書き送っている。

湯屋の二階は、客の眺望場で、江戸住民の社交の場で、町内の常連が集まって世間話に花をさかせた。かえって朝帰り人つったかどこの優等生がうわれ、